

港則法第37条に基づく命令・勧告の基準

○ 命令

1 発令時期

港内において、船舶交通に切迫した危険等が発生するおそれがある場合

(例)

- ・ 船舶交通に影響を及ぼす災害が発生するおそれがある場合
- ・ 港内に災害が発生し、船舶交通に影響を及ぼすおそれがある場合
- ・ 港内に海難等が発生し、緊急的に船舶交通を制限し、又は禁止する必要がある場合

2 命令の種類

- ・ 航行制限
- ・ 航行禁止
- ・ 停泊場所(方法)の指定
- ・ 移動制限
- ・ 港外退去
- ・ 港内移動(港則法第10条に基づく命令)

3 その他

各種命令を発令する必要がある区域又は船舶若しくはその両方について限定し、当該船舶の船長又はその運航の責任のある者に対して発令

○ 勧告

区分	発令時期(台風の状態)	措置
第一警戒体制 (注意喚起)	台風等が和歌山紀北地区に接近するおそれがあると判断される場合	(1) 在港各船舶は、台風等の動向に留意し、必要な避難態勢を整えること。 (2) 作業船、空はしけ等は、適宜安全な場所に退避すること。 (3) 総トン数1,000トン以上の船舶は、原則として入港を見合わせる事。
第二警戒体制 (避難勧告)	台風等が当地区に接近する公算が極めて大と判断される場合、あるいは当地区が重大な影響をこうむるものと判断される場合	(1) 総トン数1,000トン未満の在港船舶は、港外或いは速やかに河川、船だまり等の安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとること。 (2) 総トン数1,000トン以上の在港船舶は、速やかに港外に避難し万全の措置をとること。 (3) 在港各船舶は、港外避難の支障となる航路及び航路筋等の海域に停泊しないこと。
解除	台風等の影響圏外となり、間もなく平穏となるものと判断される場合	各船舶等は入港する等、適宜措置をとること。

区分	発令時期(津波の状態)	措置
注意喚起	気象庁が和歌山県沿岸に津波注意報を発表した場合	在港各船舶は、速やかに荷役・作業を中止し、必要な避難態勢を整えること。
避難勧告	気象庁が和歌山県沿岸に津波警報を発表した場合	(1) 在港各船舶は、直ちに荷役・作業を中止し、原則として港外避難すること。 なお、津波到達予想時刻までに港外避難を完了することが困難な船舶(予想される津波波高を勘案して安全に港外避難することが困難な船舶に限る。)及びタグボートによる離岸支援が不可欠な船舶は、可能な限り「係留強化」、「漏油防止措置」、「積荷の流出防止措置」を講じ、乗組員等は最寄りの陸上避難場所へ避難すること。 (2) 在港各船舶は、港外避難の支障となる航路及び航路筋等の海域に停泊しないこと。 (3) 港外の各船舶は、入港を見合わせる事。
解除	気象庁が和歌山県沿岸に発表した津波注意報等を解除した場合	各船舶等は入港する等、適宜措置をとること。

注) 避難勧告が適切に伝達されているにも係らず、所要の措置が講じられていない場合は、船長判断の合理性、係留施設の管理者の意向を確認のうえ、必要に応じて追加的勧告を行うとともに、異常気象の状況等を踏まえ、命令を発出することがある。